

# 令和8(2026)年度 高齢者サービス一覧

～ひとり暮らし高齢者の方のために～

## 福祉総合窓口

各総合支所区民課の「福祉総合窓口」では、福祉に関する全てのご相談をお受けし、保健師等の専門職員や福祉関係機関等と連携して支援します。ご相談日時は事前に区ホームページから予約することもできます。

【問合せ先】各総合支所区民課保健福祉係・生活福祉係（以下「連絡先電話番号一覧」参照）



福祉総合窓口  
受付予約システム

## 連絡先電話番号一覧

※スマートフォン・携帯電話から発信する場合は、下記の番号の前に市外局番 03 をつけてください。

総合支所	芝地区	協働推進課 協働推進係	TEL 3578 - 3123	FAX 3578 - 3180
		区民課 窓口サービス係(相談担当)	TEL 3578 - 3170	FAX 3578 - 3182
		区民課 保健福祉係	TEL 3578 - 3161	FAX 3578 - 3183
		区民課 生活福祉係	TEL 3578 - 3171	FAX 3578 - 2439
	麻布地区	協働推進課 協働推進係	TEL 5114 - 8802	FAX 3583 - 3782
		区民課 窓口サービス係	TEL 5114 - 8821	FAX 3583 - 0892
		区民課 保健福祉係	TEL 5114 - 8822	
		区民課 生活福祉係	TEL 5114 - 8823	
	赤坂地区	協働推進課 協働推進係	TEL 5413 - 7272	FAX 5413 - 2019
		区民課 窓口サービス係	TEL 5413 - 7012	FAX 3402 - 8192
		区民課 保健福祉係	TEL 5413 - 7276	
		区民課 生活福祉係	TEL 5413 - 7277	
	高輪地区	協働推進課 協働推進係	TEL 5421 - 7621	FAX 5421 - 7626
		区民課 窓口サービス係	TEL 5421 - 7612	FAX 5421 - 7613
		区民課 保健福祉係	TEL 5421 - 7085	
		区民課 生活福祉係	TEL 5421 - 7087	
	芝浦港南地区	協働推進課 協働推進係	TEL 6400 - 0031	FAX 5445 - 4590
		区民課 窓口サービス係	TEL 6400 - 0021	
		区民課 保健福祉係	TEL 6400 - 0022	
		区民課 生活福祉係	TEL 6400 - 0023	
台場分室	協働推進課 台場担当	TEL 5500 - 2365	FAX 5500 - 2366	
	区民課 窓口サービス係	TEL 5500 - 2351		
	区民課 保健福祉係	TEL 5500 - 2352		



港区

## 目次

◆ 高齢者相談センター	1
◆ ふれあい相談員	1
◆ 港区在宅療養相談センター	1
◆ 介護予防総合センター（ラクっちゃ）	1
◆ 高齢者福祉・介護サービス	2～3
◆ 介護予防・日常生活支援総合事業	4～5
◆ 介護が必要な高齢者への支援	6
◆ 認知症の人への支援	6
◆ 医療保険	7
◆ 住まい	7
◆ その他のサービス	8～9

## あんしん未来・終活サポート事業をはじめました

高齢者等の区民が、自身の意思に沿った将来の生活と終末期に備えられるよう準備する活動を支援する事業です。

詳しくは、終活相談窓口P8をご覧ください。

### <終活相談窓口>

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 権利擁護推進係  
権利擁護センター サポートみなと

〒106-0032 東京都港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2階

TEL 03-6230-0283 FAX 03-6230-0285

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
（土日祝日・年末年始を除く）



※成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についてのご相談もお受けしています。

## 高齢者相談センター（地域包括支援センター）

### さまざまな問題への相談（総合相談）

- ・介護保険制度や区のサービスの説明、受付、高齢者や家族等の相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。

### 介護予防の取り組み（介護予防ケアマネジメント）

- ・介護予防や健康づくりのための取組、介護予防ケアプランの作成等を行います。

### 高齢者の権利（権利擁護）

- ・振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。また、高齢者虐待の相談・防止の取組、認知症などにより、判断能力が低下している人の支援を行います。

### 地域ネットワークの強化と活用（包括的・継続的ケアマネジメント）

- ・関係機関との連携や、地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行います。

【各地区問合せ先】			【受付時間】
芝地区	TEL 5232 - 0840	FAX 5446 - 5857	月曜日～土曜日 午前9時～午後7時30分 日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後5時 (年末年始 12/29～1/3) ※在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、 上記時間外も可能です。
麻布地区	TEL 3453 - 8032	FAX 3453 - 6269	
赤坂地区	TEL 5410 - 3415	FAX 5410 - 3417	
高輪地区	TEL 3449 - 9669	FAX 3449 - 9668	
芝浦港南地区	TEL 3450 - 5905	FAX 3450 - 5909	

## ふれあい相談員

社会福祉士等の資格を持った「ふれあい相談員」が地域に出向き、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所等と連携してひとり暮らし等高齢者を訪問し、困りごとなどの相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。

訪問対象は、介護保険や区の高齢者福祉サービスの利用のないひとり暮らし等高齢者や民生委員・児童委員等から相談のあった高齢者等です。

【各地区問合せ先】			【受付時間】
芝地区	TEL 6861 - 0841	FAX 5446 - 5857	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12/29～1/3は除く) ※上記時間外は、各高齢者相談センターにご連絡ください。
麻布地区	TEL 3451 - 7830	FAX 3453 - 6269	
赤坂地区	TEL 5410 - 3400	FAX 5410 - 3417	
高輪地区	TEL 5447 - 1340	FAX 5447 - 1347	
芝浦港南地区	TEL 3450 - 5512	FAX 3450 - 3368	

## 港区在宅療養相談センター

在宅療養生活全般に渡る、医療・療養・介護に関する相談をお受けします。  
すべての世代の方にご利用いただけます。

【問合せ先】	【受付時間】
TEL 6435 - 0758 FAX 5476 - 0208	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始は除く)

## 介護予防総合センター（ラクっちゃ）

区民が健康でいつまでも自分らしくいきいきと暮らせることをめざした、介護予防を専門に行う施設です。原則65歳以上の区民が無料で利用可能です。介護予防事業への参加やマシントレーニングルームの利用（個人登録が必要）ができ、専門のスタッフが一人ひとりにあったサポートを行っています。

※一部、60歳以上の人が利用できる教室もあります。

【問合せ先】	【開館時間】
TEL 3456 - 4157 FAX 3456 - 4153	月曜日～土曜日・祝日 午前9時～午後9時30分 日曜日 午前9時～午後5時 (年末年始 12/29～1/3は除く) ※臨時休館する場合があります。

対象年齢の記載がない事業は、65歳以上の人が対象です。

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
<b>ひとり暮らしの高齢者などへの支援</b>			
家事援助サービス	日常生活に支障のあるひとり暮らし又は高齢者のみの世帯のご家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立した生活を支援します（「自立」・「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」「要支援1」は週2時間、「要支援2」は週3時間まで。要介護認定で「要介護」を受けている人は除きます）。なお、利用者には定期的に高齢者相談センターが実施する家事援助サービスの利用状況等の調査を受けていただきます。 ※利用は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時の間です。 ※「介護予防・生活支援サービス事業対象者」・「要支援1・2」の人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを優先します。	1時間毎 ・生活保護受給者…無料 ・住民税非課税者…120円 ・上記以外…200円	申 問 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
緊急一時介護人派遣	ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人が、病気やけがなどで緊急又は一時的な理由により家事援助及び身体介護が必要になったときに、ホームヘルパーを派遣します。年3回、1回の日数は、連続3日まで利用できます。派遣時間は1日につき6時間以内です。 ※基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者・要支援・要介護認定を受けている人は、除きます。	1時間毎 ・生活保護受給者…無料 ・住民税非課税者…120円 ・上記以外…200円	申 問 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
救急通報システム	ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人が、急病や火災などの緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認及び救助活動を行います。 ※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人もご相談ください。	無料	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 又は 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
訪問電話	近隣に親族が居住していないひとり暮らし又は昼間、高齢者のみになる世帯等を対象に、相談員が電話で定期的に安否を確認し、各種の相談に応じます。	無料	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 又は 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
配食サービス	ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯などで、食事の準備や調理が困難な人に、昼食・夕食を週7食までご自宅にお届けし、安否を確認します（サービス提供の調整を事前に行います）。 ※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人もご相談ください。	1食 …320円～480円	申 問 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
日常生活用具給付事業	外出や入浴時に転倒等の不安がある高齢者に、区が協定を結んだ福祉用具事業者による事前調査で、安全性と効果性を確認したうえで、日常生活用具を給付します。	介護保険サービスの負担割合に準じて決定します。詳しくは、お問合せください。	
エアコン購入費助成	世帯全員が住民税非課税で、自宅にエアコンがない、又は故障により使用できるエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコンの購入設置費用を助成します。	助成額 エアコンの購入・設置、設置に伴う故障したエアコンの取り外しおよび処分（リサイクル料・収集運搬費）に要する費用と111,000円のいずれか少ない額（1世帯1回限り）	申 問 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
高齢者熱中症対策見守り推進事業	75歳以上の在宅で生活する高齢者に、1人当たり1回500mlのペットボトル飲料6本を委託業者が配達して啓発するとともに、健康状態に関する簡単な聞き取りを行い、熱中症の危険性が高いと思われる場合は、ふれあい相談員による訪問につなげます。 ※配達予定時期：令和8年6月から8月上旬	無料	問 高齢者支援課 在宅支援係

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
家具転倒防止器具等取付支援事業	「港区家具転倒防止対策等促進事業」により器具の助成を受けた世帯を対象に、取付けの支援をします。区が指定した業者が、ご自宅を訪問し、調査を行ったうえ器具の取付けを行います。ひとり暮らし、高齢者のみの世帯又は要介護3以上の認定を受けている世帯等が対象です。	無料	申 問 各総合支所 協働推進課 協働推進係 問 防災課 地域防災支援係
防災用品あっせん事業	防災用品を自身で準備することが困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の人を対象に、防災用品をあっせんします。	詳しくは、お問合せください。	申 問 防災課 地域防災支援係
救急情報の活用支援事業	年齢に関わらず、高齢者、障害者、健康上不安を抱えている人に、「かかりつけ医」「服薬内容」「持病」などの緊急時に必要な情報を自宅に保管する容器「救急医療情報キット」を配布します。救急時（119番出動）に、本人などが病状等を説明することができない場合、救急隊が情報を活用し、「かかりつけ医」や「搬送先医療機関」などと連絡・連携し、迅速な救命措置などに役立てます。	無料	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 申 各高齢者相談センター 各いきいきプラザ等
資源・ごみの戸別訪問収集	65歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人及び指定難病又は特殊疾病に罹患している人等のみで構成する世帯で、自力で資源・ごみを集積所に出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯を対象に、収集職員が戸別に訪問して、玄関先から資源・ごみを収集します。 ※事前の連絡がなく、資源・ごみが出されていない場合には、利用している介護サービス事業者等と連携して安否状況の確認を行います。	無料	申 問 みなとリサイクル 清掃事務所 清掃事業係
粗大ごみの運び出し収集	65歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人及び指定難病又は特殊疾病に罹患している人等のみで構成する世帯で、自力で自宅から粗大ごみを出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯を対象に、収集職員が自宅を訪問して、粗大ごみを運び出し収集します。	無料 ※別途、粗大ごみの処理手数料が必要です。	申 問 みなとリサイクル 清掃事務所 清掃事業係
	※本人又は代理人が収集の際に立ち会えない場合、収集により建物を損傷させる恐れがある場合、取り外し工事や解体作業が必要な場合等は収集できません。		
自動通話録音機の貸出	自動通話録音機は、電話の呼出音が鳴る前に、自動的に相手に警告し、その後の通話の内容を実際に録音します。特殊詐欺の犯人は、通話の録音を嫌うため、犯行を諦めさせる効果があります。録音した内容は後で聞くこともでき、通報を行う際にも役立ちます。この自動通話録音機を、区内の特殊詐欺に不安を感じている世帯に無料で貸し出します。	無料 ※電気料金等は利用者負担になります。	申 問 防災課 生活安全推進担当
	※お使いの電話機等の状況によって利用できない場合があります。		

対象年齢の記載がない事業は、65歳以上の人が対象です。

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b>			
<b>一般介護予防事業</b>			
<b>みんなの教室</b> 対象：1人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人。(※)は60歳から参加できます。 下記事業のほか、はじめてのスイーツ教室(※)、男性のための料理教室(※)があります。(材料費自己負担有)			
<b>やわらかボール体操教室</b>	ボール運動により、骨盤底筋（骨盤の中の筋肉）を鍛えて尿もれ予防効果を高めます。	無料	
<b>頭とからだの健康教室</b>	グループワークと体操で、認知症予防効果を高めます。		
<b>動きやすいからだづくり(※)</b>	主に背骨を動かす運動などを行い、全身を楽に動かせるように整えます。		
<b>膝痛予防改善教室(※)</b>	筋力アップによる膝痛の予防・改善を図ります。		
<b>腰痛予防改善教室(※)</b>	柔軟性、筋力アップなどにより腰痛の予防・改善を図ります。		
<b>肩こり予防改善教室(※)</b>	全身運動やストレッチにより、肩こりの予防・改善を図ります。		
<b>みんなでトレーニング</b> 対象：1人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人。(※)は60歳から参加できます。			
<b>マシントレーニング入門～めざせ! アクティブシニア～</b>	マシンの使い方や運動の仕方の習得をめざします。また、身近な施設で自主的に継続して取り組めるようになることをめざします。	無料	<b>申 問</b> いきいきプラザ 介護予防総合センター など  <b>問</b> 高齢者支援課 介護予防推進係
<b>水中健康トレーニング(※)</b>	水の浮力を利用して、関節や下肢の負担を軽減しながらバランス力や体力の維持向上をめざします。		
<b>セルフマシントレーニング</b>	自分に合ったマシントレーニングを自主的に継続できるようになることをめざす、経験者向けの講座です。		
<b>ミニ健30～自宅でもできる健康トレーニング30分～(※)</b>	自宅でもできる簡単なトレーニングを行い、下肢筋力の向上を図ります。		
<b>健康トレーニング(※)</b>	体を動かしながら、筋力や柔軟性、バランス力の向上を図ります。トレーニングを続けることで、生活機能の維持向上につながります。		
<b>健康サーキットトレーニング(※)</b>	様々なトレーニングを連続・循環（サーキット）して行うことで、総合的な体力アップをめざします。比較的高い体力を有する人向けの講座です。		

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
<b>サービス・活動事業</b> 利用にあたり「契約」が必要です。			
訪問型サービス 下記事業の他、生活援助サービスがあります。 対象：介護保険の要支援認定を受けているか又は基本チェックリストで事業対象者と認定された人。			申 問 各高齢者相談センター
訪問介護サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。	詳しくは、お問合せください。	
相互支援サービス (住民主体型介護予防事業)	住民等が話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除等の簡易な生活援助を行います。	1回 ……200円 ※高齢者の単身世帯又は高齢者のみ世帯	申 問 各高齢者相談センター 高年齢者支援課 介護予防推進係
通所型サービス 対象：介護保険の要支援認定を受けているか又は基本チェックリストで事業対象者と認定された人。			
通所介護サービス	高齢者住宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事・入浴等の介護サービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。	詳しくは、お問合せください。	
みんなの倶楽部 (住民主体型介護予防事業)	区が養成した介護予防リーダー（住民）が企画・実施する様々なプログラムを楽しみながら、体も動かし介護予防にも取り組める講座です。	内容等により実費負担があります。	
<b>みんなと元気塾（短期集中介護予防事業）</b>			
はじめてのマシントレーニング講座	マシンを使用して、柔軟性、筋力、体力の向上を図る講座です。	無料	申 問 いきいきプラザ 介護予防総合センター など 問 各高齢者相談センター 高年齢者支援課 介護予防推進係
足腰元気講座	転倒骨折を予防するため、足や腰、腹部の筋力トレーニングをすることで、バランス能力、歩行能力の改善を図る講座です。		
水中トレーニング講座	水の浮力を利用し、関節や下肢への負担を軽減して、筋力を強化する講座です。		
みんなの食と健口（けんこう）講座	噛む力や飲み込む力などの口腔機能向上と口腔衛生、栄養状態の改善を図る講座です。		

 **ご覧ください**

**港区医療機関・介護事業者  
検索システム**



医療機関・薬局及び介護サービス事業所の詳しい情報や所在地等を検索できるシステムです。

**港区高齢者地域活動情報サイト  
「スタみな！」**



高齢者一人ひとりの希望に応じて、趣味や交流の場など地域活動の情報を検索できるサイトです。

対象年齢の記載がない事業は、65歳以上の人が対象です。

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
<b>介護が必要な高齢者への支援</b>			
紙おむつの給付	ねたきり又は失禁状態にあり、要介護認定で「要支援1」以上の人に、紙おむつを給付します。 ※介護保険施設入所者は、対象外です。 ※介護保険の第2号被保険者も対象です。	月額 ……500円 ※おむつ代の助成と同時に利用はできません。	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 又は 各高齢者相談センター 申 問 高齢者支援課 在宅支援係
おむつ代の助成	医療機関に入院している人及び有料老人ホーム等に入所している人で、要介護認定「要支援1」以上の人に、申込み月以降、おむつ代を助成します。 ※介護保険施設入所者は、対象外です。 ※介護保険の第2号被保険者も対象です。	月額 ……12,000円を限度 ※紙おむつの給付と同時に利用はできません。	
理美容サービス	要介護認定で「要介護3」以上の人のご自宅を、理容師又は美容師が年6回、訪問します。	1回 ……500円	
寝具乾燥等消毒	要介護認定で「要介護3」以上の人に、年12回(うち2回は水洗い)、使用している寝具の乾燥消毒を行います。	乾燥消毒(寝具) …1組 150円 水洗い(敷・掛け布団) …1枚 300円 水洗い(毛布) …1枚 50円	
福祉キャブの運行	歩行困難な人等を対象に、寝たまま又は車いすに乗ったまま利用できる、昇降装置付きタクシーを運行します(一部自己負担があります)。 ※介護保険の第2号被保険者で要介護認定で「要支援1」以上の人も対象です。	タクシー料金と同額	
緊急移送サービス	夜間の緊急時など、福祉キャブの利用が困難な場合に、民間救急事業者の車両を利用できます(一部自己負担があります)。	ハイヤー料金と同額。そのうち7,000円を限度に利用料金の70%を区が助成します。	
通院支援サービス(病院内介助)	要介護認定で「要介護1」以上の人で、ケアプランに訪問介護(通院介助)又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人に、月3回・1回3時間まで、病院内の待ち時間にヘルパーが付添いサービスを行います。 ※介護保険の第2号被保険者も対象です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•生活保護受給者……無料</li> <li>•ホームヘルプサービス等の助成受給者 ……3%負担</li> <li>•一般 ……1割負担</li> </ul>	申 問 各高齢者相談センター 申 問 高齢者支援課 在宅支援係
<b>認知症の人への支援</b>			
みんなとオレンジカフェ	認知症のある人とその家族、認知症の予防等に関心のある人を対象に、気軽に相談や交流ができる場所です。カフェでは、認知症専門医等による講話や相談対応、認知症に備えたプログラムなどを実施しています。	無料	申 問 高齢者支援課 高齢者相談支援係
認知症GPS見守り支援事業	認知症の症状により行方不明になる可能性のある在宅の方に、専用の端末を身につけていただきGPSで現在地情報を探索して、24時間365日の体制でご家族などに位置情報をお知らせします。位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人が対象です。	月額 ……500円	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 又は 各高齢者相談センター 申 問 高齢者支援課 高齢者相談支援係
認知症高齢者等おかえりサポート事業	認知症の症状などにより行方不明になる可能性のある在宅の方に、QRコードつきのラベルシールを配付することで、登録者が発見された際の早期発見と早期保護につなげます。迎えに行くことができる家族等がいる人が対象です。また、登録者は、ひとり歩きに起因する事故等に対する認知症高齢者等賠償責任保険に加入できます。	無料	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 又は 各高齢者相談センター 申 問 高齢者支援課 高齢者相談支援係

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
<b>医療保険</b>			
後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)	75歳以上の人。また、65歳から74歳までで一定の障害があり、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人を対象とした医療制度です。 医療機関にかかるときは、後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を提示してください。	1割、2割 又は 3割(現役並み所得者)	申 各総合支所 区民課 窓口サービス係 (芝地区は、相談担当) 申 問 国保年金課 高齢者医療係
国民健康保険制度 (高齢受給者証)	国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人に交付されます。 「高齢受給者証」に書かれた一部負担金の割合は、70歳の誕生日の翌月1日から適用となります。ただし、1日生まれの人は誕生月から適用されます。 医療機関にかかるときは、国民健康保険資格確認書とともに提示してください。 保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関を受診する場合、国民健康保険資格確認書と高齢受給者証の提示は不要です。	2割 又は 3割(現役並み所得者)	申 各総合支所 区民課 窓口サービス係 (芝地区は、相談担当) 申 問 国保年金課 資格保険料係 (収納業務担当)
<b>住まい</b>			
民間賃貸住宅入居支援事業	住み替えが必要で新たな住まいに困窮している高齢者世帯に対し、良好な居住環境の確保を支援します。 ①民間賃貸住宅の紹介 ②自己の責めによらない立ち退きを求められている場合の入居費用の一部助成 ③債務保証会社の紹介 ④債務保証会社の初回保証委託料の一部助成 ※それぞれ対象者が異なります。詳しくは、お問合せください。	②助成限度額 単身世帯 …360,000円 2人以上の世帯… 480,000円を限度として、 礼金相当分 …月額賃料2ヵ月分 仲介手数料 …月額賃料1ヵ月分 ④助成限度額 単身世帯…60,000円 2人以上の世帯 …80,000円 ※②,③,④は所得制限があります。	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 問 住宅課 住宅政策担当
自立支援住宅改修給付	手すりの取付けや段差解消、浴槽の取替えなどの住宅改修工事にかかる費用を助成します（介護保険の給付を優先します）。 ※工事着工後の申請、老朽化等に伴う改修・リフォームについては、給付対象となりませんのでご注意ください。	対象工事により助成限度額があります。 所得に応じて最高10%の負担があります。	申 問 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
昇降機設置費助成	要介護認定で、「要支援1」以上及び対象要件を満たすとともに昇降機の設置が必要と認められる人に、階段昇降機又はホームエレベーターの購入及び設置に要する費用の一部を助成します。 ※工事着工後の申請、老朽化等に伴う改修・リフォームについては、助成対象となりませんのでご注意ください。	助成限度額 1,332,000円 (所得に応じて10%から60%の負担があります。)	申 問 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
共同住宅バリアフリー化支援事業	高齢者が多く居住するマンションなどの、共用部分のバリアフリー化改修工事に要する費用の一部を助成します。 ※工事着工後の申請、老朽化等に伴う改修・リフォームについては、助成対象となりませんのでご注意ください。	詳しくは、高齢者支援課在宅支援係へお問合せください。	申 問 高齢者支援課 在宅支援係

対象年齢の記載がない事業は、65歳以上の人が対象です。

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
<b>終活に関する支援（あんしん未来・終活サポート事業）</b>			
エンディングプラン登録事業	あらかじめ、緊急連絡先や生前契約等の終活関連情報を区に登録し、病气や事故等で意思表示ができなくなったとき等、指定した開示先（警察署、消防署、医療機関、親族、友人等）からの照会に基づき登録者の情報を開示します。 【対象者】区内に住民登録のある18歳以上の人 ※港区独自のエンディングノートを配布しています。 配布場所は、港区社会福祉協議会、各地区高齢者相談センター、各地区いきいきプラザ、高齢者支援課等です。	無料	
あんしん生活サポート事業	頼れる身寄りがない人を対象に、日常的な見守りや預託金の範囲での入院・入所時の手続き支援、死後事務の支援など、生前から亡くなった後までを一体的にサポートします。 【サービス内容】 ①見守り・身元保証代替支援 ②生活支援 ③書類等の預かり ④死後事務支援 ①及び④は必須サービスです。	基本利用料 15,000円/年 預託金80万円 ②利用料1,700円/時（30分単位で800円を加算） ③利用料700円/月 ④死後事務受任者との契約内容に応じた費用が別途生じます。	申 問 終活相談窓口（港区社会福祉協議会権利擁護センターサポートみなど）
入院時サポート事業	頼れる身寄りがない人を対象に、緊急の入院時、医療機関からの連絡により、入院費等の支払い支援等を行います。	3,000円/回（交通費込み） ※1日1回4時間以内 生活保護受給者は、申請により利用料の給付が受けられる場合があります。	
<b>その他のサービス</b>			
補聴器購入費助成	加齢に伴う難聴高齢者の聞こえを支援するため、補聴器の購入費用を助成します。 以下の①～③の要件すべてを満たす人を対象とします。 ①港区に住所がある60歳以上の人または区が実施する聴力検査の対象者 ②区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が補聴器装用を必要と認めた人 ③聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人	助成額 補聴器購入額（上限144,900円） ただし、住民税課税の人は補聴器購入額の1/2（上限72,450円）	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 又は 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課 在宅支援係
はり・マッサージサービス	各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ、台場高齢者住宅サービスセンターふれあい団らん室で健康保持増進のため、はり・マッサージサービスを実施しています。 実施回数は、年24回（各回2日間）です。	1回 ……1,000円	実施日時は広報みなどでお知らせします。 問 高齢者支援課 在宅支援係
無料入浴券の給付	70歳以上の希望する人に、港区、近隣区の一部の銭湯で利用できる無料入浴券を給付します。 ※申請月によって、給付枚数は異なります。 ※前年度に無料入浴券を給付した人には、翌年度の無料入浴券（52枚）を3月中旬頃までにお送りします。	無料	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 台場分室 問 高齢者支援課 在宅支援係
港区コミュニティバス（ちいばす）乗車券発行	70歳以上の区民に対して、港区コミュニティバス（ちいばす）の乗車券を発行します。台場シャトルバス（お台場レインボーバス）にも乗車できます。 有効期間は、乗車券の発行を受けた日から次に到来する9月30日までです。 ※乗車券をお持ちの方は、新しい有効期間の乗車券を9月中旬頃までに自宅にお送りしますので、更新手続きは不要です。	無料	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係 台場分室 問 高齢者支援課 在宅支援係

事業	内容	利用者負担等	申込み・問合せ先
東京都シルバーパスの購入費助成	次の①～③すべてに当てはまる人を対象に、東京都シルバーパス購入費の一部を助成します。 ①満70歳以上の区民 ②東京都シルバーパス（有効期限が令和8年10月1日～令和9年9月30日）を12,000円で購入した人 ③令和8年度住民税が課税で、前年の合計所得金額が135万円超の人 ※助成申請受付開始時期（予定）：令和8年10月から	1,000円	申 各総合支所 区民課 保健福祉係 問 高齢者支援課 在宅支援係
デジタル活用支援員相談窓口（高齢者デジタルデバインド解消事業）	スマートフォンの利用に関する相談を付けています。スマートフォンをお持ちでない方に、体験用のスマートフォンも用意しています。	無料 開設場所、開設曜日は、区の広報、HP、チラシ等で、ご確認ください。	申 予約不要（現地受付順） 問 高齢者支援課 高齢者福祉係
障害者控除・特別障害者控除	65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上（生計を一にする配偶者、その他の扶養親族を含む）の人が、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、障害者手帳をお持ちでなくても障害者控除対象者認定書の交付により、障害者（特別障害者）控除の対象となります。	無料	申 問 各総合支所 区民課 保健福祉係
車いすの貸出	使用者又は借受者が港区在住で、一時的に車いすが必要になった場合に、港区社会福祉協議会ほか、地域の「車いすステーション」で貸出します。 ※要介護認定で「要介護2」以上の人は、介護保険制度の福祉用具貸与をご利用ください。 【申込時の注意】 ・マイナンバーカードや運転免許証など使用者、借受者の住所が証明できるものを持参してください。 ・使用者で交付を受けている人は、介護保険被保険者証や身体障害者手帳を持参してください。 ・短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へ自動的に変更され、利用者負担が生じます。	短期貸出7日以内 …無料 一般貸出3か月以内 …1,000円 延長貸出3か月以内 …1,000円 ※貸出期間は、最長6か月です。 ※利用者負担が免除となる場合があります。	申 問 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 （みなとボランティアセンター）
おむすびサービス（有償在宅福祉サービス）	日常生活を営む上で支援を必要とする人（利用会員）と支援できる人（協力会員）をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制の事業です。 入会前の「おためし利用」についてもご相談ください。 【活動内容】 一緒に行う日常の家事の手伝いや買物、外出や通院の付添い、話し相手など。 ※依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。 【活動時間】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時 ※1回の活動時間は、原則2時間以内。	利用料金1時間 800円・1,200円 利用会員年会費 2,000円 協力会員年会費 2,000円 更新時1,000円 賛助会員年会費 1口2,000円	申 問 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 （みなとボランティアセンター）
孫の手サービス	60歳以上の人に外出の同行や話し相手・電球の交換・窓や網戸の清掃など、家庭内の簡単なサービスを行います。	詳しくはお問合せください。	問 港区シルバー人材センター
消費生活相談	専門の消費生活相談員が、消費生活における商品、サービス、営業方法等の苦情や契約に関する相談を受け付け、問題解決に向けての助言や情報提供を行っています。	月曜日～土曜日 （祝日、年末年始は除く） 午前9時30分～午後4時 ※土曜日は電話相談のみ	問 産業振興課 消費者センター

# 連絡先電話番号一覧

※スマートフォン・携帯電話から発信する場合は、下記の番号の前に市外局番 03 をつけてください。

区役所	高齢者支援課	高齢者福祉係	TEL 3578 - 2391 ~ 2394	FAX 3578 - 2419
		在宅支援係	TEL 3578 - 2400 ~ 2406	
		高齢者施設係	TEL 3578 - 2420 ~ 2424	
		高齢者相談支援係	TEL 3578 - 2407 ~ 2411・2413	
		介護予防推進係	TEL 3578 - 2930	
	国保年金課	高齢者医療係	TEL 3578 - 2654 ~ 2659	FAX 3578 - 2669
		資格保険料係 (収納業務担当)	TEL 3578 - 2574 ~ 2578	
	住宅課	住宅政策担当	TEL 3578 - 2289	FAX 3578 - 2239
	防災課	地域防災支援係	TEL 3578 - 2516	FAX 3578 - 2539
		生活安全推進担当	TEL 3578 - 2270	
消費者センター(相談専用)			TEL 3456 - 6827	
みなとリサイクル清掃事務所			TEL 3450 - 8025	FAX 3450 - 8063
三田いきいきプラザ			TEL 3452 - 9421	FAX 3452 - 2018
神明いきいきプラザ			TEL 3436 - 2500	FAX 3436 - 2510
虎ノ門いきいきプラザ			TEL 3539 - 2941	FAX 3539 - 2940
南麻布いきいきプラザ			TEL 5232 - 9671	FAX 5232 - 0568
ありすいきいきプラザ			TEL 3444 - 3656	FAX 3444 - 3298
麻布いきいきプラザ			TEL 3408 - 7888	FAX 3408 - 2585
西麻布いきいきプラザ			TEL 3486 - 9166	FAX 3486 - 9216
飯倉いきいきプラザ			TEL 3583 - 6366	FAX 3583 - 4339
赤坂いきいきプラザ			TEL 3583 - 1207	FAX 3583 - 5627
青山いきいきプラザ			TEL 3403 - 2011	FAX 3403 - 3427
青南いきいきプラザ			TEL 3423 - 4920	FAX 3423 - 6158
豊岡いきいきプラザ			TEL 3453 - 1591	FAX 3453 - 3613
高輪いきいきプラザ			TEL 3449 - 1643	FAX 3449 - 0783
白金いきいきプラザ			TEL 3441 - 3680	FAX 3444 - 9829
神応いきいきプラザ			TEL 5422 - 8848	FAX 5447 - 0078
白金台いきいきプラザ			TEL 3440 - 4627	FAX 5424 - 9875
港南いきいきプラザ(ゆとりーむ)			TEL 3450 - 9915	FAX 3450 - 9916
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら)			TEL 5443 - 7338	FAX 5443 - 2512
台場高齢者在宅サービスセンター			TEL 5531 - 0520	FAX 5531 - 0523
港区スポーツセンター			TEL 3452 - 4151	FAX 3452 - 4920
健康増進センター(ヘルシーナ)			TEL 5413 - 2717	FAX 5413 - 2718
港区社会福祉協議会	ボランティア・地域活動支援係 (みなとボランティアセンター)		TEL 6230 - 0284	FAX 6230 - 0285
	権利擁護推進係 (終活相談窓口)		TEL 6230 - 0283	
港区シルバー人材センター			TEL 5232 - 9681	FAX 5232 - 9680

令和 8 (2026) 年度 高齢者サービス一覧 令和 8 年 4 月発行

編集 港区保健福祉支援部高齢者支援課

東京都港区芝公園 1 - 5 - 25 TEL 03 (3578) 2111 (代表)

刊行物発行番号 2026027 - 3721